

No. 1

制 度 名	地方消費者行政強化交付金による消費者行政強化事業及び推進事業	主管課名	生活文化課・生活 G																																				
		問合せ先	029-301-2829																																				
目的・趣旨	消費生活相談窓口の充実強化、相談員のレベルアップ等の事業を実施することにより、消費者行政の強化及び推進を図る。																																						
〔対象団体〕 消費者行政の強化及び推進のための事業を実施する市町村 〔対象事業〕 1 強化事業 (1) 国として取り組むべき重要な消費者政策に対応した取組に係る事業 (2) 国が推進する政策による制度変更や社会問題について、消費生活センターの相談員等のレベルアップを図るための研修参加等に係る事業 (3) 灵感商法を含めた悪質商法対策事業 2 推進事業 (1) 消費生活相談機能整備・強化事業 (2) 消費生活相談員養成事業 (3) 消費生活相談員等レベルアップ事業 (4) 消費生活相談体制整備事業 (5) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 〔補助要件等〕 1 強化事業 上記の対象事業のうち、国による採択を受けた事業に対して補助する。 2 推進事業 上記の対象事業のうち、平成 21 年度から令和元年度までに開始した新規事業、又は既存事業の拡充・強化部分に対して補助する。 〔対象経費〕 地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領に定める経費 〔補助限度額等〕 1 強化事業 事業実施に必要と認められる経費の 1/2、一部 10/10（上限なし） 2 推進事業 毎年度、市町村ごとに定める 〔経費負担割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強化事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村（1/2 メニュー）</td><td>1/2</td><td>—</td><td>1/2</td><td>—</td></tr> <tr> <td>市町村（10/10 メニュー）</td><td>10/10</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>推進事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村（人件費）</td><td>1/2</td><td>—</td><td>1/2</td><td>—</td></tr> <tr> <td>市町村（その他）</td><td>10/10</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 〔令和 7 年度当初予算額〕 42,187 千円 〔令和 7 年度補助対象団体〕 水戸市他 37 団体 〔備考〕					区 分	国	県	市町村	その他	強化事業					市町村（1/2 メニュー）	1/2	—	1/2	—	市町村（10/10 メニュー）	10/10	—	—	—	推進事業					市町村（人件費）	1/2	—	1/2	—	市町村（その他）	10/10	—	—	—
区 分	国	県	市町村	その他																																			
強化事業																																							
市町村（1/2 メニュー）	1/2	—	1/2	—																																			
市町村（10/10 メニュー）	10/10	—	—	—																																			
推進事業																																							
市町村（人件費）	1/2	—	1/2	—																																			
市町村（その他）	10/10	—	—	—																																			